

18. 国有提供施設等所在市町村助成交付金等

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]
施設等所在 市町村 [国]	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金(基地交付金) アメリカ合衆国軍隊に使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村に対し、毎年度、国の予算で定める金額の範囲内で、当該固定資産の価格及び当該市町村の財政状況等を考慮して交付する。 2. 施設等所在市町村調整交付金(調整交付金) アメリカ合衆国軍隊が建設し、設置した建物及び工作物が所在する市町村に対し、税制上の特例措置等により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響を考慮して、毎年度、予算で定める金額の範囲内で交付する。 3. 算定期日 当該年の3月31日	12月31日 [制限なし]

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決算額	29,300	29,197	29,197	27,966	31,839

19. 県民税徴収取扱費(県民税徴収事務費委託金)

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]
市町村 [道府県]	道府県は、市町村が個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するために、次の各号に掲げる金額の合計額を徴収取扱費として市町村に対して交付する。 1. 納税義務者数割 個人の道府県民税に係る納税義務者数(当該年度課税分)に3,000円(平成19・20年度は4,000円、平成21・22年度は3,300円)を乗じて得た金額。 2. 金額割 平成18年度以前課税分の個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金で当該道府県に払い込まれた金額に7%を乗じて得た金額。 3. その他 市町村が徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を市町村が還付し、又は充当した場合における当該地方団体の徴収金に係る過誤納金に相当する金額、及びその過誤納金に係る還付加算金に相当する金額。また、配当割、株式等譲渡所得割控除によって控除することができなかった金額を、市町村が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかった金額に相当する金額。	(報告があった日から30日以内に交付) 7月:3月收入(4月払込) ~5月收入(6月払込)分 10月:6月收入(7月払込) ~8月收入(9月払込)分 1月:9月收入(10月払込) ~11月收入(12月払込)分 3月:12月收入(1月払込) ~2月收入(3月払込)分

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決算額	2,249,195	2,344,759	2,538,782	2,451,708	2,465,605